

働きやすい職場づくり行動計画

職員の疲労軽減や、仕事と子育ての両立に努め、職員に永く勤めていただける職場づくりに取り組むため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間

2、内容

目標：2023年度年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

<対策>

- ・2019年4月 5日間の年次有給休暇付与の義務について周知する。
- ・2020年4月 年次有給休暇を用いて誕生日等 anniversary 休暇を取得するよう推奨する。
- ・2022年4月 管理者及び責任者等が積極的に年次有給休暇を取得し、取得しやすい風土をつくる。
- ・2023年4月 管理者の指導の下、年次有給休暇を計画的に取得する。

目標：妊娠・出産・育児に係る就業環境を整備し、女性の育児休業取得率を90%以上にする。

<対策>

- ・2019年4月 育児短時間勤務制度における給与の減算を廃止する。
- ・2019年4月 就業規則に定める公休数を増加させる。
- ・2020年4月 育児短時間勤務制度における対象の年齢を小学校就学前まで引き上げる。
- ・2021年4月 育児のための所定外労働の制限制度における対象の年齢を小学校就学前まで引き上げる。
- ・2022年4月 育児目的休暇制度導入に向けて調査を行う。
- ・2023年4月 育児目的休暇制度を導入する。